

福岡県公報

平成29年10月24日
第3937号

目次

告示 (第656号 - 第662号)

○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(漁業管理課) ……………	1
○廃川敷地等の発生	(河川課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○飼料の試験結果の概要	(畜産課) ……………	3
公 告		
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	6
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ……………	7

○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企画課) ……………	7
○福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案の募集	(税務課) ……………	7
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) ……………	8
○地域森林計画の変更計画案の縦覧	(農山漁村振興課) ……………	8
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(県民情報広報課) ……………	9
○基本測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	12
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課) ……………	12

告 示

福岡県告示第656号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市東区大字志賀島	竹井忠彦	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合及び旧弘漁 業協同組合の地区 (特定わかめ志賀島・弘加入区)	わかめ 養殖業
〃	高木光夫		

福岡県告示第657号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
御笠川水系御笠川
- 廃川敷地等生じた年月日
平成29年10月24日
- 廃川敷地等の位置
福岡市博多区博多駅東一丁目1001番1
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
430.71㎡

福岡県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大 和 城 島 線	前	柳川市大和町中島886番 先から 柳川市大和町鷹ノ尾1303 番1先まで	12.0 ～ 43.4	272.5
			後	柳川市大和町中島886番 先から 柳川市大和町鷹ノ尾1303 番1先まで	12.0 ～ 29.6	272.5

福岡県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
直方	県道	飯 塚 福 間 線	前	宮若市金生2640 番3先から 宮若市福丸343 番2先まで	7.8 ～ 37.8	2,590.5	うち県道福岡直方線重用延長364.3メートル
			前	宮若市金生2640 番3先から 宮若市福丸343 番2先まで	13.0 ～ 97.0	2,884.5	うち県道福岡直方線重用延長567.0メートル
			後	宮若市金生2640 番3先から 宮若市福丸343 番2先まで	7.8 ～ 37.8	2,590.5	うち県道福岡直方線重用延長364.3メートル

			後	宮若市金生2640番3先から 宮若市福丸343番2先まで	13.0 ～ 97.0	2,884.5	うち県道福岡直方線重用延長567.0メートル
--	--	--	---	---------------------------------	-------------------	---------	------------------------

福岡県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年10月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	飯塚福間線	宮若市福丸424番1先から 宮若市高野5番1先まで

福岡県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	東上戸原線	前	築上郡上毛町大字東上806番1先から 築上郡上毛町大字東上761番1先まで	4.0 ～ 10.0	180.0

			後	築上郡上毛町大字東上806番1先から 築上郡上毛町大字東上761番1先まで	6.2 ～ 12.8	180.0
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第662号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成29年9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の内容
石橋工業株式会社 福岡工場 1290001047093 福岡市中央区那の津5丁目9番3号	同左	ミックス1号	平成29年8月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、可消化養分総量	—
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社 福岡工場 7290001007083 福岡市中央区那の津5丁目2番24号	同左	くみあい配合飼料 博多和牛2号	平成29年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、可消化養分総量	—
		くみあい配合飼料 はかた一番どり用仕上	平成29年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、代謝エネルギー	—
		くみあい配合飼料 パワーレイヤー	平成29年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、代謝エネルギー	—

注1 収去した飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「**Ⓢ**」と記載している。

- 2 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質、一般鑑定の検査項目ごとに記載している。
- 3 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合には、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合には、その内容を記載している。

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成29年10月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ八女納楚店
- (2) 所在地 八女市納楚字赤氏742番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年6月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,453平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
建物西側及び南側	70
合計	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
建物南側	30
合計	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物東側	52
合計	52

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物敷地西側	7.71
合計	7.71

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3箇所	建物敷地南西側及び南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドン・キホーテ楽市楽座久留米店
- (2) 所在地 久留米市東合川二丁目2番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし

- (2) 騒音の発生に係る事項

騒音に関して、室外機、給排気口等は、住居・店舗等の立地状況を勘案しながら設置しているが、周辺住民等からの苦情の申立てがあった場合には、速やかに適切に対応すること。

なお、予測地点bにおいては荷さばきに伴う作業音が敷地境界線上で基準値を上回っていること、住居側のB´地点では作業時間が夜間であることから、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。

- (3) 廃棄物に係る事項

意見なし

- (4) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (5) その他

不要となった既存の乗入口がある場合は、通常の歩道部と同じ形状に原形復旧を

お願いしたい。また市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、事前に相談の上、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ詳細図等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグストアモリ上津店
- (2) 所在地 久留米市本山一丁目515番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし

- (2) 騒音の発生に係る事項

定常騒音に関しては昼夜共に住宅地に与える影響は少ないと思われるが、近隣に住宅がある地域については、荷おろし作業や搬出車両等から発生する瞬間的な衝撃騒音に関する苦情が起きやすい。福岡県騒音防止条例第4条にあるように、特に夜間の作業に気をつけ、近隣から苦情の申立てがあった場合には、速やかに真摯に対応すること。

- (3) 廃棄物に係る事項

意見なし

- (4) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(5) その他

不要となった既存の乗入口がある場合は、通常の歩道部と同じ形状に原形復旧をお願いしたい。また市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、事前に相談の上、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ詳細図等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドン・キホーテ八女店
- (2) 所在地 八女市大字納楚652外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項

ア) 廃棄物等の運搬方法

- ・項目「紙製廃棄物等」、「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」について、予定業者等をそれぞれ『資源物回収業者又は自己搬入』に変更すること。

イ) 廃棄物等の処理方法

- ・項目「紙製廃棄物等」、「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」について、処理予定業者等をそれぞれ『資源化業者又は八女西部リサイクルプラザ』に変更すること。

ウ) 保管施設の位置・構造等

- ・表中、廃棄物種別「紙製廃棄物等」において、分別する種類に「ダンボール」のみを記載されているが、ダンボール以外の紙製廃棄物についても同様の分別をお願いしたい。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン八女
- (2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
- (2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社岩下建設

(2) 所在地

朝倉市須川1495番地

(3) 代表者

代表取締役 岩下 光信

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成29年9月27日

4 処分の理由

有限会社岩下建設は、平成29年8月30日午後3時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

平成29年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次

のように公開されるので、公告する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成29年10月31日（火） 午後1時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

3 予定議案

- (1) 道路事業（一般県道 飯江長田線（大草工区））について
- (2) 道路事業（一般国道385号（那珂川拡幅I期工区））について
- (3) 海岸事業（高田海岸高潮対策）について
- (4) 下水道事業（御笠川那珂川流域下水道）について
- (5) 下水道事業（宝満川流域下水道）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務委託に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下

「企画提案競技実施要領」という。)」によるほか、説明会を開催する。)

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 県内に事業所を有する者であること。
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に基づく暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

- (2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から平成29年11月17日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 説明会

ア 日時

平成29年10月30日(月)午前10時00分から午前11時30分まで

イ 場所

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階南棟 総務部会議室

ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要

- (4) 提案書の提出

ア 期限

平成29年11月17日(金)午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

公告

柳川市昭代干拓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住 所
梅崎 仁登士	柳川市七ツ家98番地4

公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称

福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、古賀市役所、福津市役所、糸島市役所、那珂川町役場、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場及び粕屋町役場

3 縦覧期間

平成29年10月24日から同年11月22日まで

公告

「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則案」について、次のとおり意見を募集します。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成29年10月13日から平成29年11月12日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojinjoho-kisokukaisei-ikenkobo.html>)に掲載するほか、総務部県民情報広報課に備え置きます。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

①基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

②基本測量（電子基準点現地調査）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
① 大川市 ② 北九州市、福岡市、直方市、田川市、行橋市、筑紫野市、古賀市、糸島市、嘉穂郡桂川町	平成29年11月13日から 平成30年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、朝倉市、うきは市、朝倉郡筑前町	平成29年8月24日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝倉市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、朝倉市、うきは市、朝倉郡筑前町	平成29年8月23日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うきは市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、朝倉市、うきは市、朝倉郡筑前町	平成29年8月23日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑前町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

（写真地図作成、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、朝倉市、うきは市、朝倉郡筑前町	平成29年8月23日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、防衛省九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
春日市小倉東	平成29年10月4日から 平成29年12月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

4級基準点測量（50点）、4級水準点測量（3.3km）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区箱崎六丁目 ほか	平成29年10月3日から 平成30年3月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成29年9月7日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整年理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
久山町上久原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成元年3月14日から平成30年3月31日まで
- 3 施行地区
糟屋郡久山町大字久原字松浦、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本及び字池

上の各一部

- 4 事務所の所在地
糟屋郡久山町大字久原1080番地3
- 5 設立認可の年月日
平成元年3月14日
- 6 変更認可の年月日
平成29年10月12日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字西2586番及び2588番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市山田3-9-18 202
稲田 雄太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字土井ノ内2490番1及び2490番7から2490番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字仲原1806番地の1
今泉 義秀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩馬場字大浦402番7及び402番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区井尻五丁目19番24号
生田 ひろ子

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成29年10月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
亜細亜産業株式会社
田川郡福智町上野3913番地1
代表取締役 植田 健造
- 2 施設の種類及び処理能力
ガラスくず等、がれき類の破碎施設
一日当たり ガラスくず等 706t
がれき類 1,045t
- 3 設置場所

田川郡福智町赤池474番96

4 指定地域

田川郡福智町赤池の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

平成29年10月24日から同年11月23日まで